

新潟市プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第29号

新潟市プール条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市プール条例施行規則（平成19年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2のうち第2の表1の項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」を「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定による環境大臣が定める検査方法（以下この表において「環境大臣が定める検査方法」という。）」に改め、別表第2のうち第2の表3の項中「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」を「環境大臣が定める検査方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。